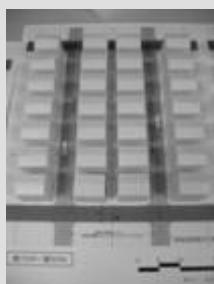
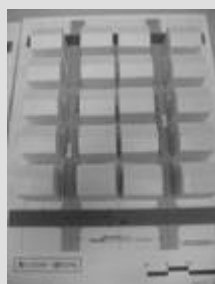


笑顔があふれ、心やすまる住み良いまち

# 二之江西地区 まちづくり提言



平成19年 9月 6日

二之江西地区まちづくり協議会

# 目 次

1 . はじめに . . . . .	1
二之江西地区のまちづくり区域 . . . . .	2
2 . まちの問題点や課題 . . . . .	3
( 1 ) まちの問題点 . . . . .	3
( 2 ) まちづくりの課題 . . . . .	5
3 . まちづくりの目標 . . . . .	7
4 . まちの将来像 . . . . .	8
まちづくりの基本構想図 . . . . .	9
5 . まちづくりの基本方針 . . . . .	10
( 1 ) 土地利用 . . . . .	10
( 2 ) 道路づくり . . . . .	12
( 3 ) 公園・広場づくり . . . . .	15
( 4 ) 建物・街並みづくり . . . . .	17
6 . まちづくりの役割分担 . . . . .	20
資 料 . . . . .	21
1 ) 二之江西地区まちづくり協議会会則 . . . . .	22
2 ) 二之江西地区まちづくり協議会活動記録 . . . . .	23
3 ) 二之江西地区まちづくり協議会役員及び会員名簿 . . . . .	24

# 1 . はじめに

当地区周辺は、古くから二之江村と呼ばれ、現在でも公共施設等を中心に二之江という名前が数多く使われています。そこで、私たちは地域に親しみのある名前を協議会名として付けました。

「二之江西地区」は、古川親水公園や新川に面し、水と緑に恵まれた江戸川六丁目と、道路などが整備されないまま昭和 30 年代以降急速に住宅が建設された春江町五丁目・西瑞江五丁目構成されています。特に当地区内の北側は、小規模木造住宅が密集しており、まちの安全性や住環境上の課題を抱えています。加えて、都市計画道路補助 289 号線の整備が予定されており、道路交通網や土地利用など、今後、まちが大きく変化していくことが予想されます。

このため、まちの課題を解決しながら、私たちのまちの良さを最大限に活かし、「誰もが安心して住み続けられるまち・未来を担う人たちの夢がふくらむようなまち」の実現を目標に、平成 18 年 2 月 27 日に「二之江西地区まちづくり協議会」を設立しました。

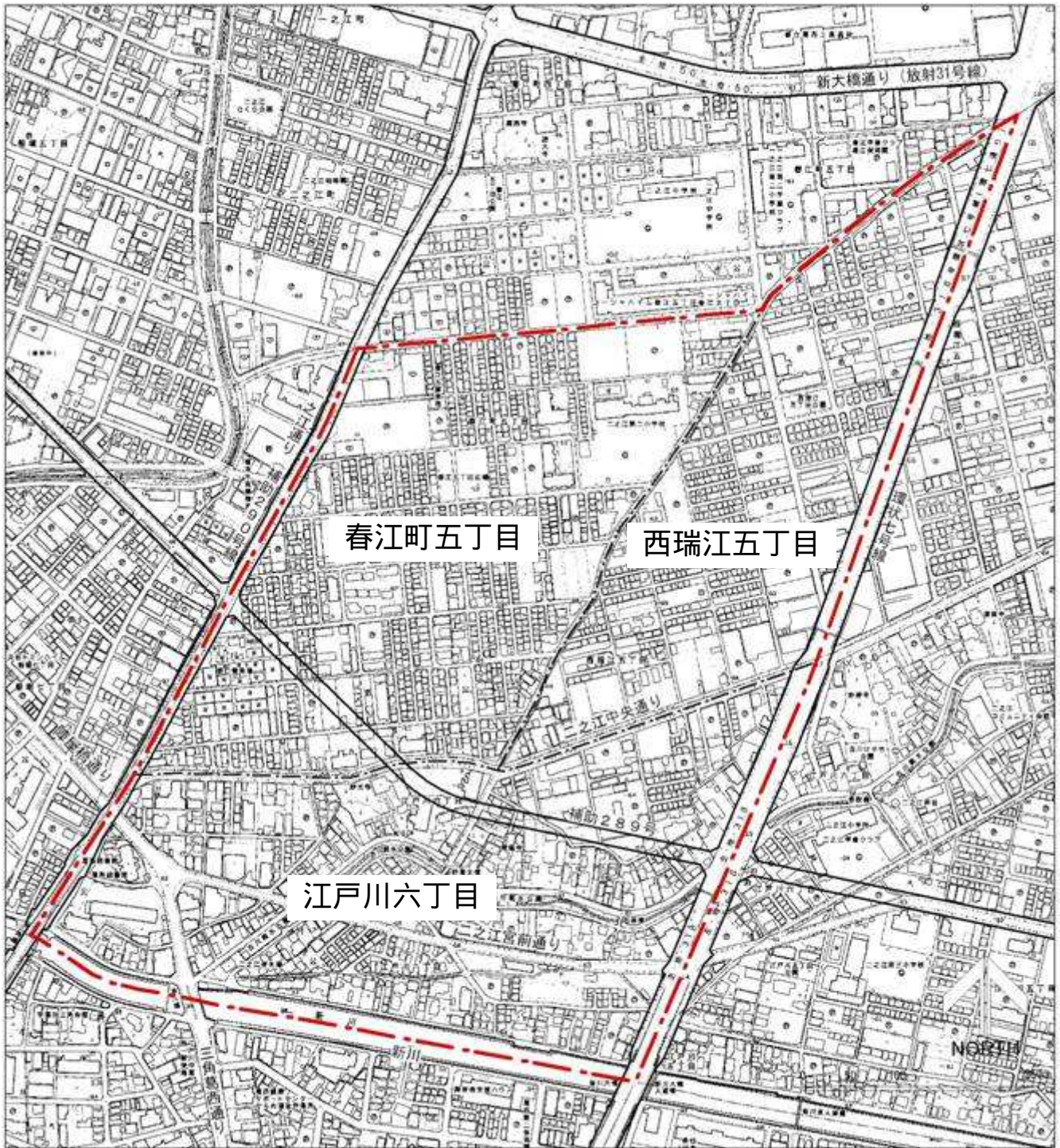
協議会は 1 年あまりの期間をかけて、ワークショップ（グループ討議）を重ね、まちづくりについて検討を続けてきました。この間、地区の皆さんには、「まちづくりニュース」の発行を通して、協議会活動の内容や経過をお知らせしてきたところです。

このたび、協議会活動のまとめとして「まちづくり活動報告会」を開催し、皆さんからのご意見をもとに「二之江西地区まちづくり提言」を作成することができました。

この提言を基にできることから、私たちと江戸川区が手を携え、二之江西地区を更にすばらしいまちにするために、まちづくりが進むことを願っています。

二之江西地区まちづくり協議会会員一同

# 二之江西地区のまちづくり区域



所在地：春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川六丁目の各一部  
地区面積：約51.3ha  
人口・世帯数：約8,400人、約3,700世帯  
世帯人員：約2.3人/世帯（江戸川区：約2.2人/世帯）  
人口密度：約164人/ha（江戸川区：約136人/ha）

## 2. まちの問題点や課題

### (1) まちの問題点

平成17年11月に実施した住民アンケート調査やまち歩き、ワークショップ（グループ討議）により問題点を整理しました。

#### 土地利用・建物上の問題点

- ・ 戸建住宅が密集している。
- ・ 木造住宅等からの出火が不安である。

#### 交通上の問題点

- ・ 道路の幅員が狭いため、自転車等の事故が多く発生している。
- ・ 隅切りがない場所は、見通しが悪く危険である。
- ・ 環七通りや一之江通りなどの幹線道路だけでは、道路ネットワークとしては不十分である。
- ・ 路上駐車があり危険である。

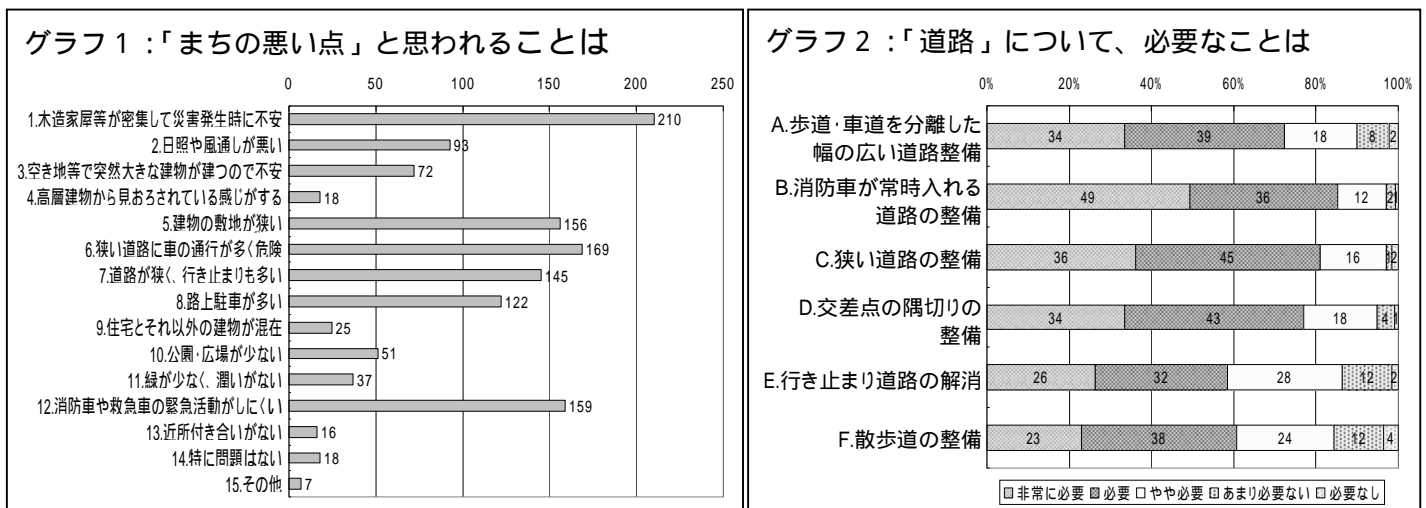
#### 防災上の問題点

- ・ 道路の幅員が狭いため、消防車や救急車が進入できない。
- ・ 戸建住宅が密集し道路の幅員が狭いため、火災時の燃え広がり不安がある。
- ・ 幅員6m以上の道路から140m以遠の消防困難区域がある。
- ・ 消防水利等の防災施設が不足している。

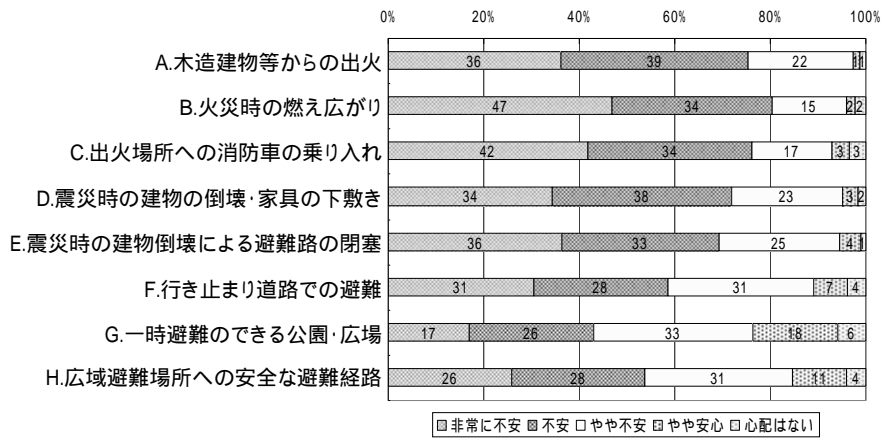
#### 公園・緑などの問題点

- ・ 身近な公園や広場がなく、緑が少ない。

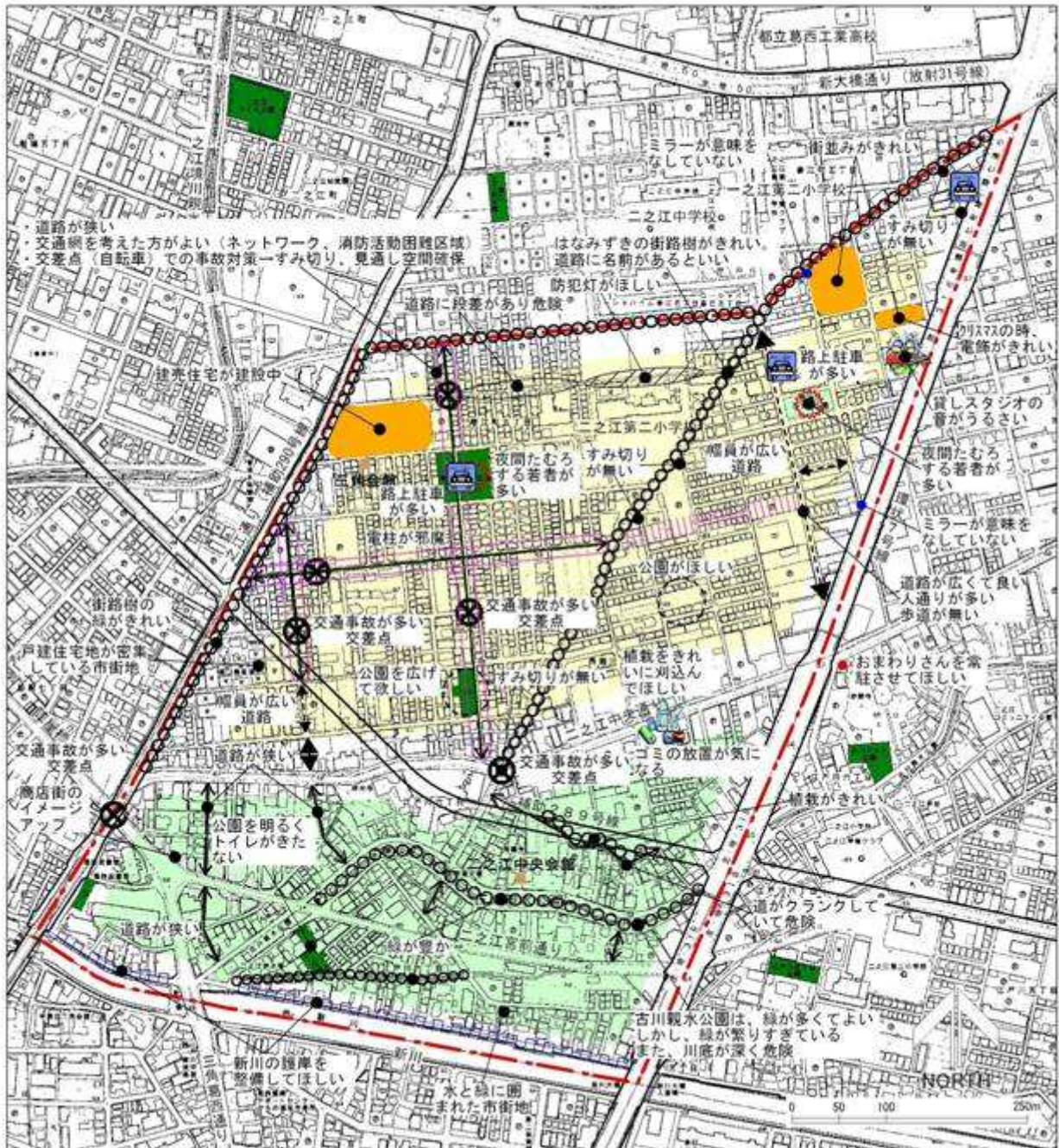
### まちづくりアンケート結果より



グラフ3：防災面から見たとき、まちの不安要素はどのようなものですか。



問題箇所図



## (2) まちづくりの課題

まちづくりを進めるための課題をまとめました。

### 土地利用上の課題

- ・ 住宅を主体としたまちとして、安全で安心して住み続けられるように、良好な居住環境をつくっていく。
- ・ 補助 289 号線（幅員 16m）整備に伴う土地利用の変化に適切に対応していく。
- ・ 特に沿道の敷地では、沿道地区にふさわしい合理的な土地利用と周辺地区との調和を図る。
- ・ 春江町五丁目や西瑞江五丁目では、小規模な敷地に建物が密集し、法的に位置付けられた道路に接道していない敷地があり、建替え時期に来ている住宅が多いため整備する。

### 道路・交通等の課題

- ・ 補助 289 号線の整備により、地区交通網を再編する。
- ・ 通学路等の歩行者の安全性を向上させる。
- ・ 狭あい道路の拡幅、袋地や行き止まり路・段差の解消、隅切りや見通し空間の確保等を改善する。



<現況道路網図>

### 公園・緑等の課題

- ・ 身近に利用できる小公園や広場が少ないことから、適正な配置となるよう整備する。
- ・ 既存の公園等の利便性や快適性を向上させる。
- ・ 地区内に緑が不足していることから、道路や公園以外でもまち全体で緑を増やしていく。

## 防災上の課題

- ・ 地区内の道路は幅員が狭く、緊急車両の通行ができない。については、円滑かつ速やかな消防活動等ができるようにする。
- ・ 幅員 6m以上の道路網から 140m以遠の消防活動困難区域があり、まちの安全性を高めるため、この消防活動困難区域を無くす。
- ・ 木造住宅の老朽化も進んでいることから、災害時の備えとして、地区全体として燃えにくい建物づくり、燃え広がらないまちづくりを進めていく。
- ・ 消防水利など防災施設の充実への取り組みをする。



<消防活動困難区域図>

## 景観や環境上の課題

- ・ 「古川親水公園」は、水と緑の貴重なうるおい空間として、新川とともに地域の方々に親しまれている。よって、資源を活かした景観・街並みづくりを行う。
- ・ 住宅市街地は、生垣による緑化や建物の壁面位置・高さを整えて、豊かな街並みづくりを行う。

### 3 . まちづくりの目標

まちづくり協議会では、前述のようなまちの問題点や課題を解決するために、“誰もが安心して住み続けられるまち”“未来を担う人たちの夢がふくらむようなまち”の実現を目標に、地区住民と区が協力し、まちづくりを進めていきます。

誰もが安全に安心して暮らしていくために！

笑顔があふれ、心やすまる住み良いまちをつくる

安全・安心を基本とする分野別のまちづくり目標

【安全・安心、防災】

安全に安心して住み続けられるまち

1

地震等への備えがある、災害に強いまち

2

【暮らし、住まい】

暮らしやすい住宅地・便利な生活ができるまち

3

一戸建てと共同住宅等が調和したまち

4

低中層の建物を主体としたまち

5

燃えにくい建物・燃え広がらないまち

6

【道路・交通】

街の骨組みや道幅がしっかりとしたまち

7

安心して気持ち良く歩けるまち

8

【公園・緑・水、街並み】

地域の資源である水と緑を活かしたまち

9

うるおい豊かで快適に暮らせるまち

10

## 4 . まちの将来像

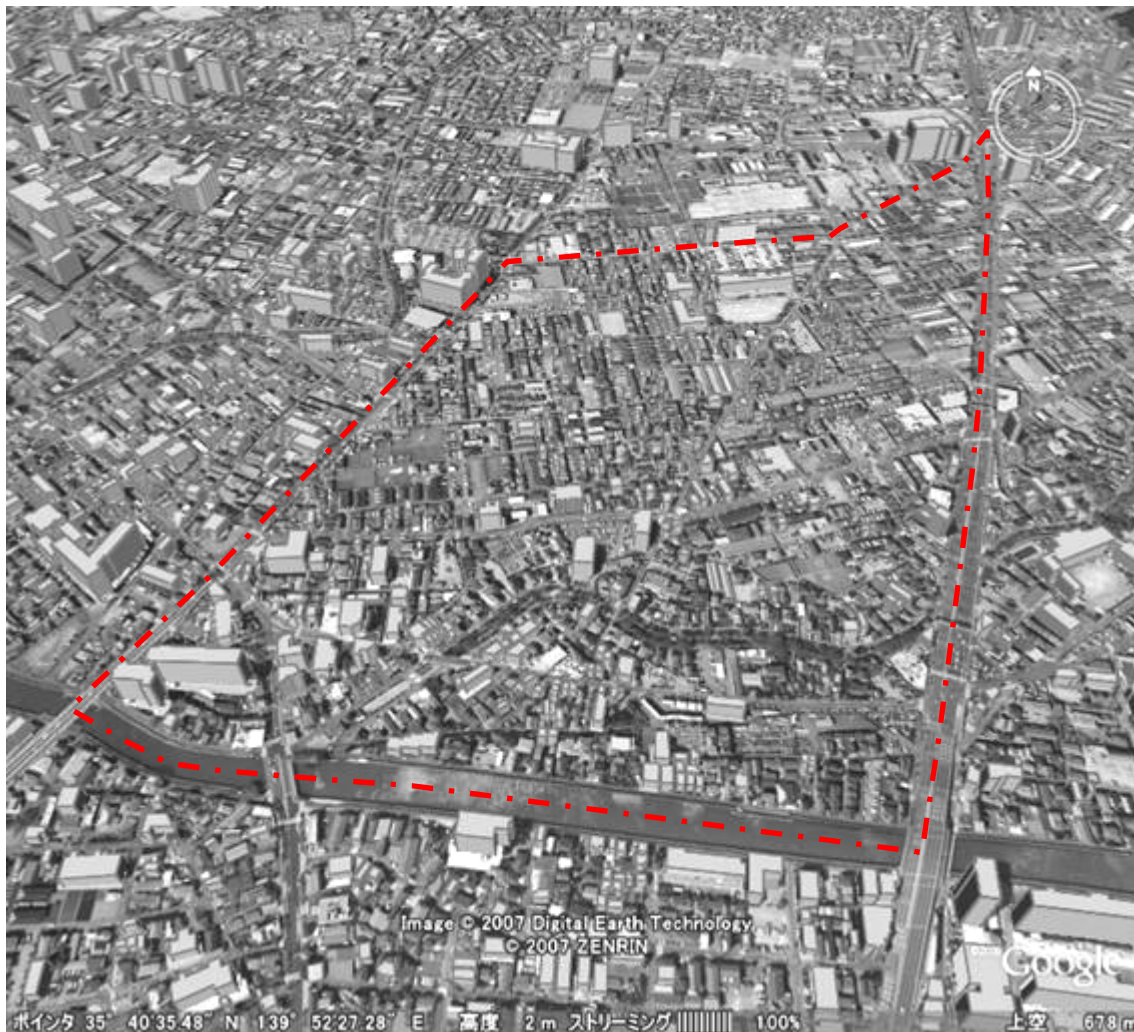
まちづくり協議会では、二之江西地区が目指すべき“将来のまちの姿”を、当地区の全体像と分野別の将来像に分けて、次のように提案します。

### まちづくりの基本構想図

私たちは、協議会活動を通じて、当地区の市街化の変遷や現況・まちづくりの課題を確認し、その上で、当地区の立地条件に見合った“基本的な土地の使い方やまちの骨格とはどのようなものなのか”を考えました。

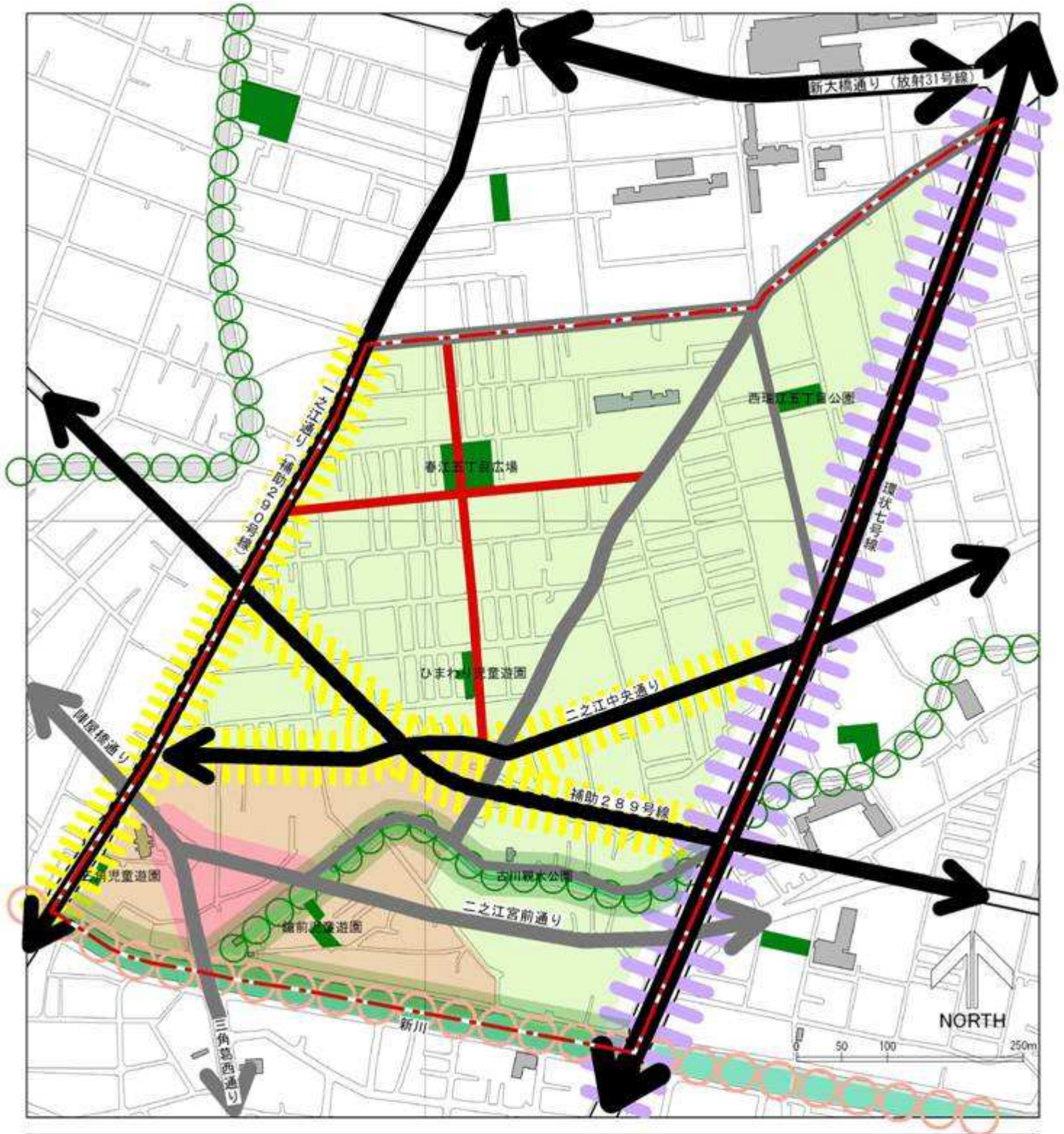
そして、次ページのような“まちづくり基本構想図”を作成しました。

### 二之江西地区の現況



二之江西地区の現況（出典：ゲーグルアースより）

## 二之江西地区 まちづくり基本構想図



## 5 . まちづくりの基本方針

### ( 1 ) 土地利用

#### 【基本的な考え方】

##### 住宅市街地としてのまちづくり

- ・住宅を主体とする住居系市街地とする。
- ・居住のために必要な生活環境を維持・保全又は改善する。
- ・周辺環境に配慮しながら、街区の特長を活かし、まち全体をよくする。

##### 街区特性を活かした特色あるまちづくり

- ・土地の使い方や建物の用途・高さが似ている地区を、街区ごとに分ける。

#### 街区別の土地利用（土地の使い方・建物の用途・高さ）

##### 低中層住宅街区

- ・戸建住宅（2～3階）と共同住宅（5階程度まで）が調和したまち。

##### 沿道住宅街区

- ・後背住宅地の環境に配慮した沿道型店舗と共同住宅（5階程度まで）等が調和したまち。

##### 一般住宅街区

- ・住宅を主体としながらも、身近な店舗等が共存したまち。

##### 近隣商業街区

- ・生活に便利なさまざまな店舗が集まり、活気ある商店街と住宅が共存したまち。

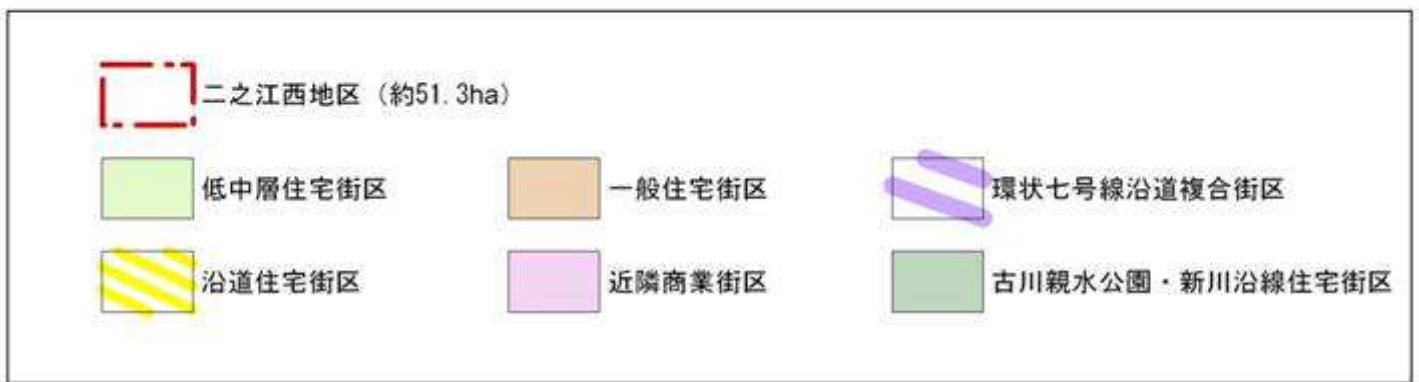
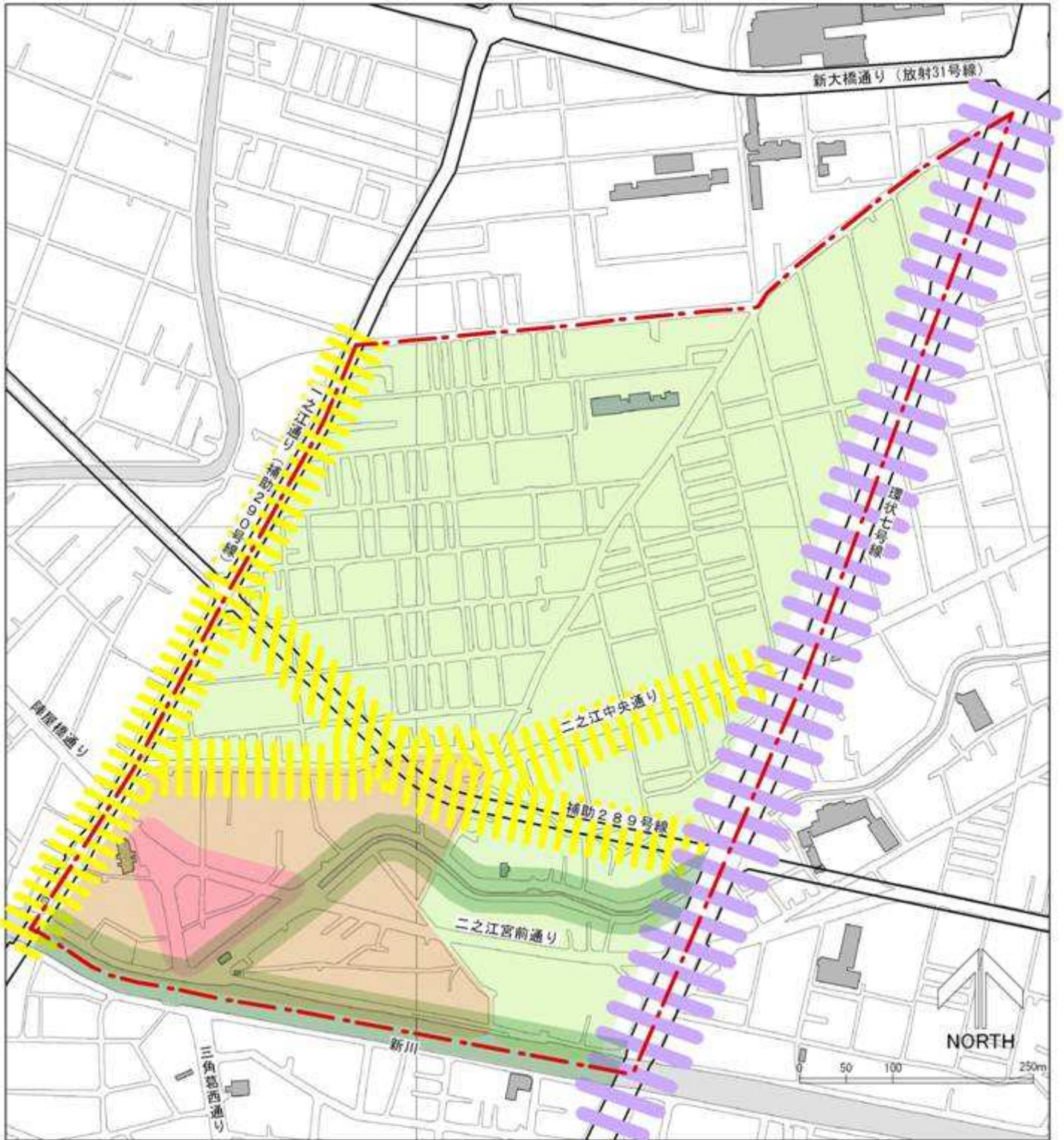
##### 環状七号線沿道複合街区

- ・沿道型店舗と後背住宅地の環境に配慮した共同住宅等（10階程度まで）が調和したまち。

##### 古川親水公園・新川沿線住宅街区

- ・水と緑の資源を活かした緑豊かな魅力ある景観が保全されたまち。

# 土地利用方針図



## ( 2 ) 道路づくり

### 【基本的な考え方】

現在ある道路を活かしながら、適切な道路ネットワークづくりを行う。

各道路の役割に応じ、「幹線道路等」「主要な道路」「生活道路」に区分し、機能的な道路ネットワークづくりを行う。

1) まちの骨格を形成する主軸となる道路を「幹線道路等」として位置付ける。

#### 「広域幹線道路」

**環状七号線** (都市計画道路、幅 27 ~ 35 m) : 地区外周東側の南北軸

**新大橋通り** (都市計画道路、幅 25 m) : 地区外北側の東西軸

・都市と都市の間を結ぶ環状又は放射状の道路。

#### 「地域幹線道路」

**一之江通り** (都市計画道路、幅 16 m) : 地区外周西側の南北軸

**補助 2 8 9 号線** (都市計画道路、幅 16 m) : 地区内中央南寄りの新たな東西軸

・地域と地域の間を結んで地域の骨格を成し、広域幹線道路を補完する道路。

#### 「地域幹線に準ずる道路」

**二之江中央通り** (幅 14 ~ 15 m) : 地区外周西側の南北軸

・当地区では地域幹線と同じ機能を有するが、都市計画道路ではないもの。

2) 当地区内の主軸となる「主要な道路」を位置づける。

**二之江宮前通り** (幅 11 ~ 14 m) : 地区南側の東西軸、両側に歩道あり

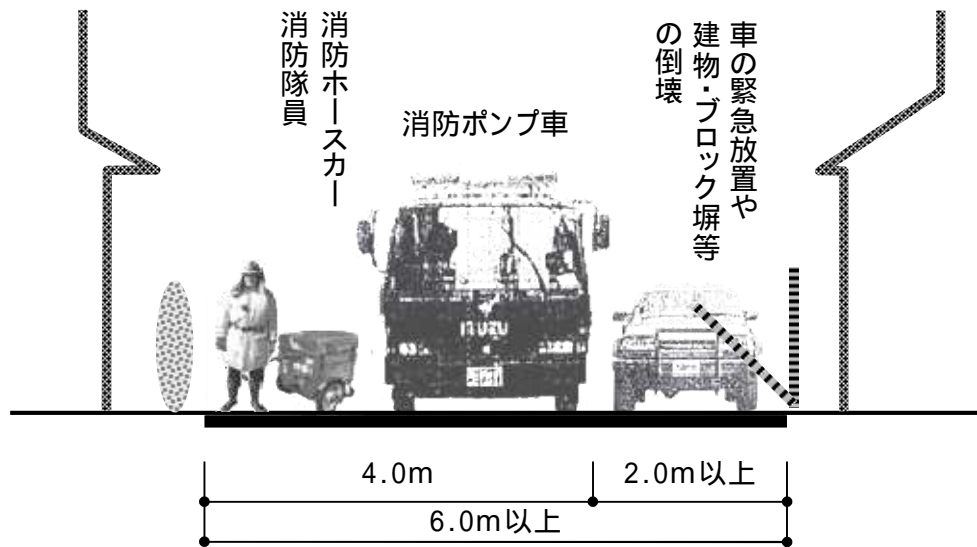
**三角葛西通り** (幅 15 m) : 船堀 ~ 葛西両駅方面を結んでいる地区内西南端の道路

**主要な道路に位置づける既存道路** (幅 6 ~ 8 m、ただし現在幅 6 m 未満を含む)

・「主要な道路」は、幹線道路等を結ぶ地区内道路で、住宅等から発生する自動車交通が集まりやすい位置にある区間や、消防活動困難区域の解消など防災面から 250m 間隔に最低 1 路線は必要な道路とする(ただし、災害時の避難や消火活動など防災上の二方向性確保の観点から、望ましくは 140m 間隔に 1 路線は必要な道路)。

・幅員は、消防車の円滑かつ速やかな消火活動を常に維持できる 6 m 以上とする。

・原則として、歩道と車道を分離させる。ただし、歩道の確保が困難な場合は、車道の舗装や線形の工夫などにより、車のスピード制御を目指す。

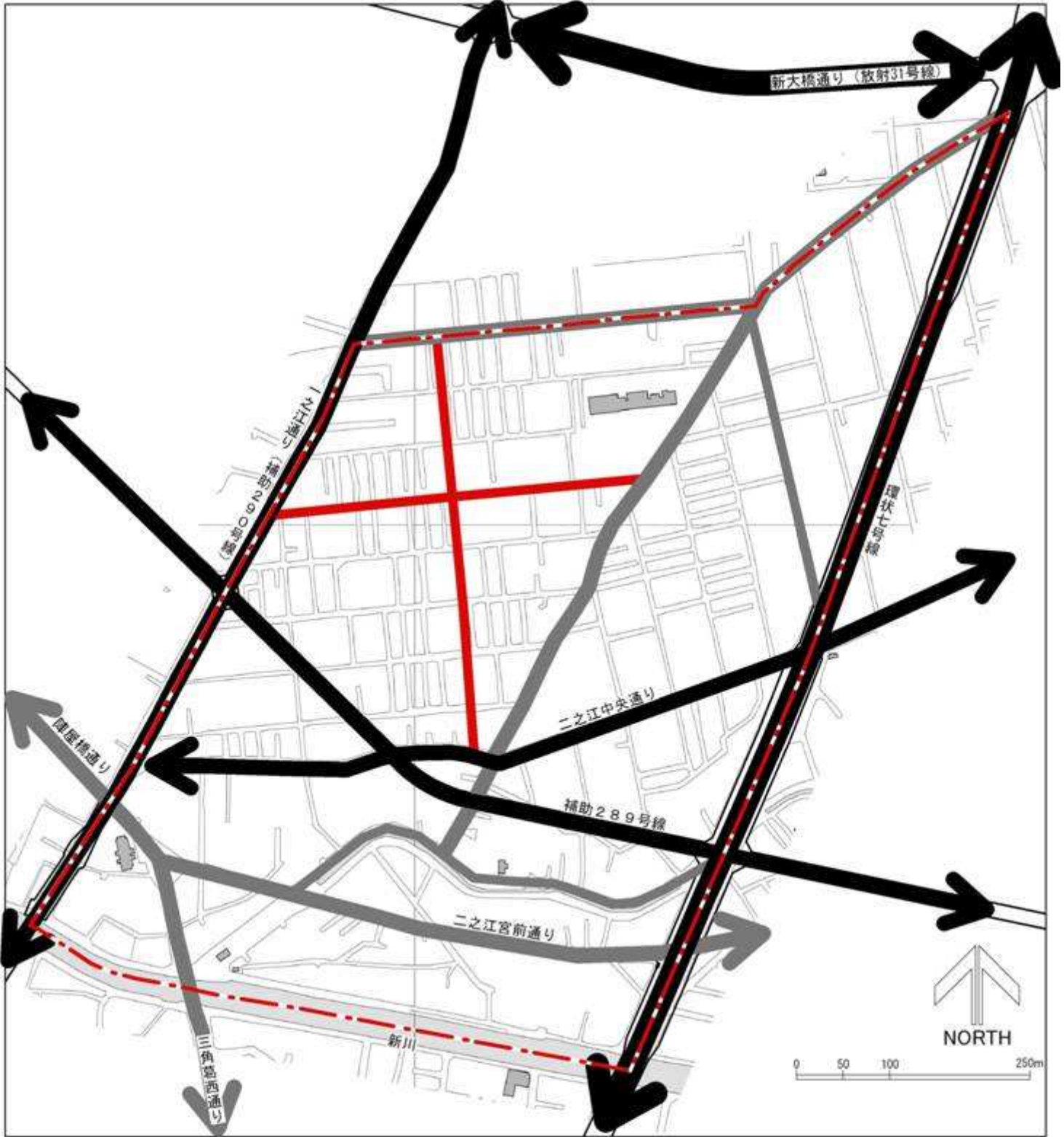


### 3) 道づくりの基本である「生活道路」を整える

#### 生活道路（幅4 m以上の道路、幅4 m未満の狭あいな道：公道・私道）

- ・最も身近で日常生活を支える道路。
- ・幅員4 m以上とする（建築基準法で規定された最低限の幅員）。
- ・交差点では見通し空間となる隅切りを確保する。
- ・法的位置付けの無い道や法的に不安定な道路は、建替えができる敷地となるように取組む。
- ・既存道路の段差や行き止まりの解消を図りながら、新規地開発では可能な限り通り抜け道路を整備する。

道路ネットワーク図



- 二之江西地区 (約51.3ha)
- 幹線道路等
- グレー：すでに幅員6m以上ある道路
- 赤線：まちの安全性を考慮して幅員6m以上に整備が必要な道路
- 生活道路

### (3) 公園・広場づくり

#### 【基本的な考え方】

地区内の既存公園を維持・活用する。その上で公園をできるだけ増やしていく。

誰もが身近に利用しやすい位置に小公園や広場を配置していく。

防災・防犯活動や、子育て、介護その他のコミュニティ活動の拠点として機能できるように、地区住民と区が協力して取り組む。

#### 春江町五丁目・西瑞江五丁目に重点を置いて公園の面積を増やす

- ・住宅市街地の公園面積として、一般的な指標とされている地区面積の3%を目標とする。

特に、春江町五丁目・西瑞江五丁目の公園面積が不足しており、重点的に整備を図る地区とする。

#### 半径100m圏内に1ヶ所以上、身近な小公園や広場があるように配置する

- ・6箇所ある既存の公園は、面積がいずれも800㎡以上あり、児童遊園や街区公園の機能を有しており、すべての公園が地区内のどこからでも利用しやすい250mの利用圏にある。

そのため、今後はもっと幼児や高齢者など身近で利用しやすい小公園や広場を半径100m以内の利用圏を目標に配置していく。

- ・新たに小公園・広場となる用地の確保（土地所有者の理解・協力が不可欠）  
大規模低未利用地の一部活用、開発事業に際して整備の誘導  
移転・引越し等で空いた土地の活用（公園用地として確保・買取りへ）  
都市計画道路など道路拡幅時の残地の活用

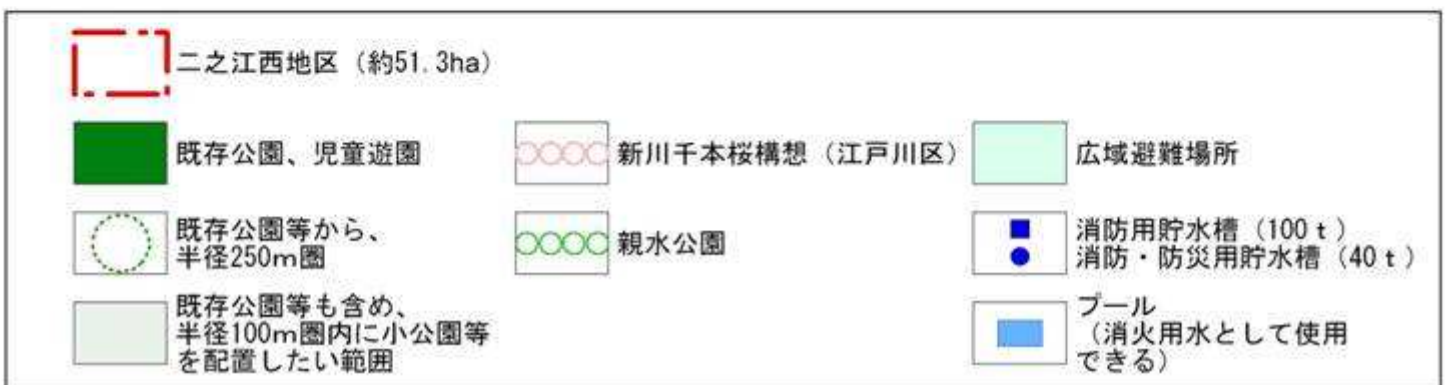
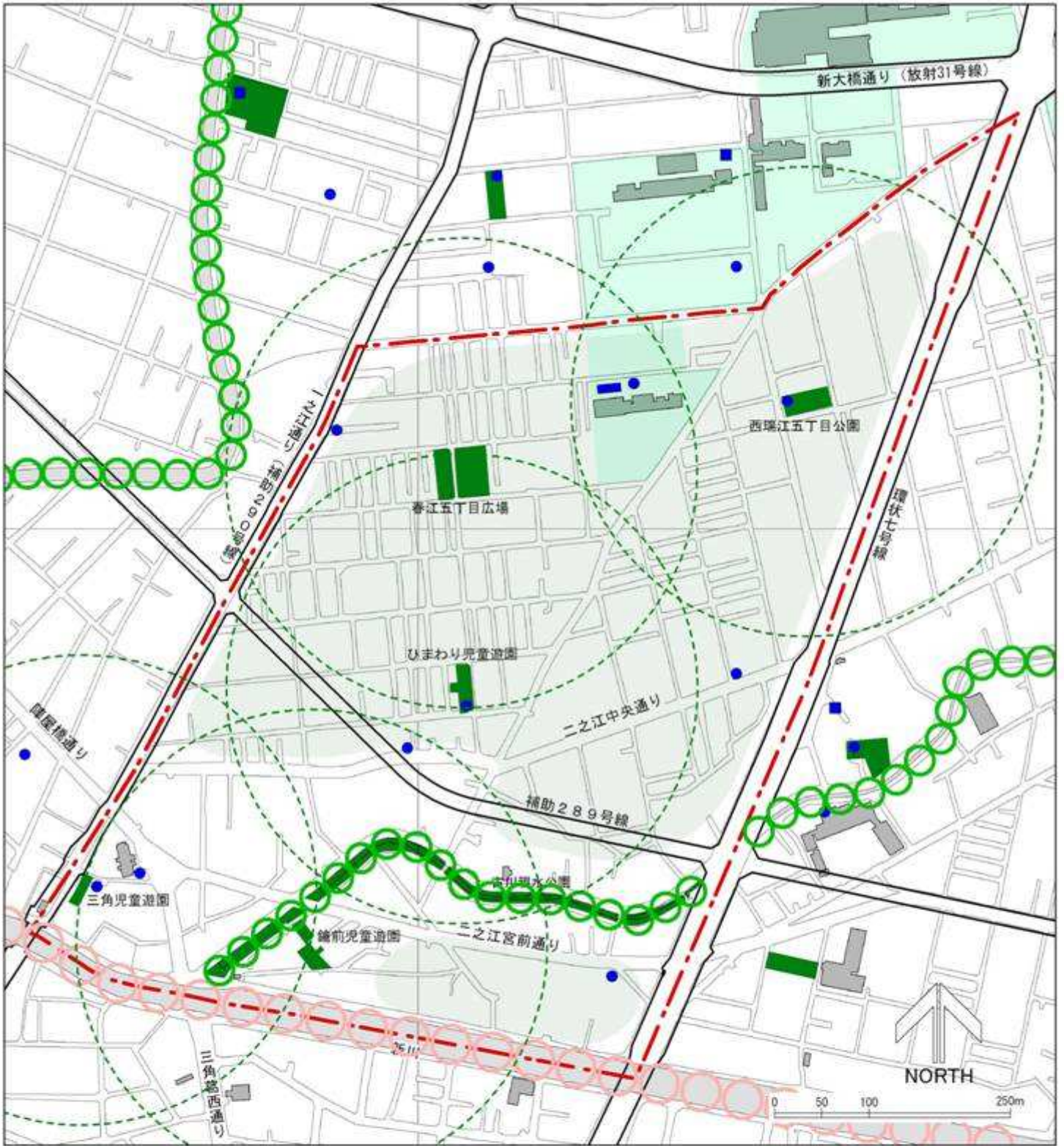
#### 公園・広場に防災機能や集会機能を持たせ、コミュニティ拠点をつくる

- ・耐震性貯水槽や防災倉庫を設置する。ただし、容量の大きい防火水槽等を設置する場合は、消防ポンプ車が寄り付ける道路沿いの公園等とする。
- ・地区会館などの集会施設も設けて、地域の防災やコミュニティ活動の拠点として機能させていく。

#### 子どもたちの遊び場を増やす

- ・子どもたちの遊び場が少ないため、既存公園の機能強化及び公共施設（学校など）の活用・開放を行う。

# 公園・緑の配置図



## ( 4 ) 建物・街並みづくり

### 【基本的な考え方】

良好な住宅市街地をつくっていく。

近隣の住環境に配慮する。

災害（大地震や火災）に強い建物づくりを進める。

土地利用の方針に沿った街区の特性を活かした建物・街並みをつくる。

狭あい道路の拡幅、隅切りの確保を図る。

地域合意のまちづくりルールを定め、みんなが協力して住みよい居住環境や豊かな街並みをつくる。

古川親水公園や新川に沿って、個性とうるおいある街並みをつくる。

緑化を推進し、地区住民と区が協力して、まちの緑を増やす。

道路に面した垣やさくの緑化を積極的に進め、連続的でうるおいのある歩行者ネットワークをつくる。

### 建物の用途

- ・ 幹線道路沿いは、店舗や生活サービス施設・営業所等、これらの施設との併用住宅なども立地できるようにする。
- ・ 住宅地に相応しくない迷惑施設は、立地しないようにしていく。

風俗営業店舗など

### 建物の高さ・階数

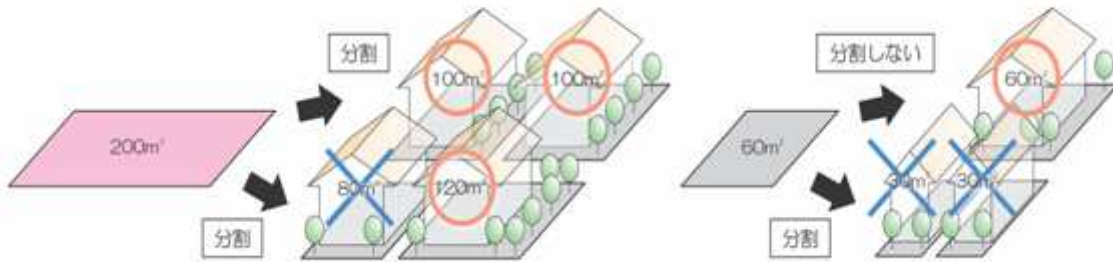
- ・ 低中層住宅街区は、原則として最高高さ 10m（3階程度まで）とする。  
良好な共同住宅等は、原則として最高高さ 16m（5階程度まで）とする。
- ・ 沿道住宅街区・一般住宅街区は、原則として最高高さ 16m（5階程度まで）とする。
- ・ 近隣商業街区は、原則として最高高さ 25m（8階程度まで）とする。
- ・ 環状七号線沿道複合街区は、原則として最高高さ 31m（10階程度まで）とする。
- ・ 古川親水公園・新川沿線住宅街区は、水と緑に調和した適切な高さとする。
- ・ 中高層建築物を建てる際には、隣接地や周辺の居住環境（日当たり、圧迫感、ビル風、プライバシー等）に十分配慮する。

### 建ぺい率や容積率

- ・ まちづくりルールに合った合理的な数値への見直しを要望する。

## 敷地面積

- ・敷地の細分化や建て詰まりを防止するため、最低敷地面積を  $100\text{m}^2$  (約30坪) 以上とする。

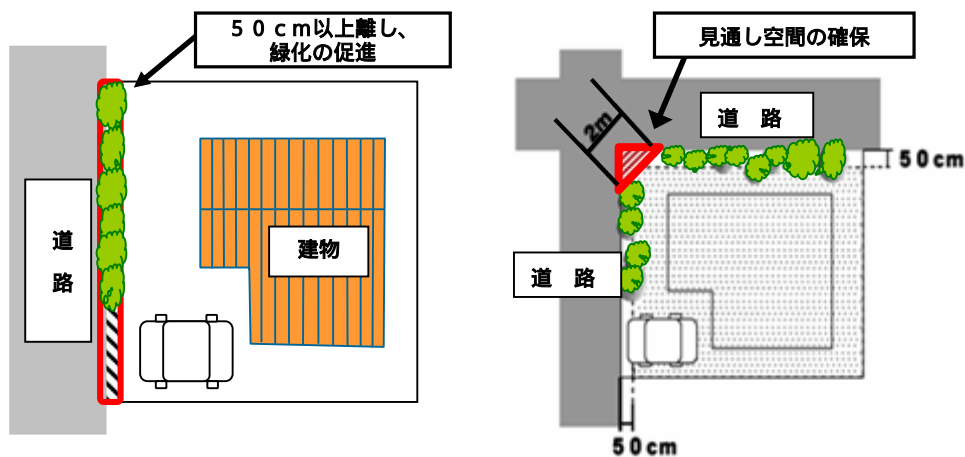


## 建物の構造

- ・建物は、燃えにくく、地震時には倒れない構造にしていく。
- ・既存の建物は、耐震診断や助成制度を活用して、安全性を高めていく。

## 壁面の位置（壁面後退距離）

- ・道路から  $50\text{cm}$  以上離して、建物を建てたり工作物をつくるようにする。
- ・交差点の安全性を高めるため、見通し空間を確保する。



## 敷地内緑化・建築緑化、垣・さくの構造（うるおいある街並みづくり）

- ・道路や散歩道・親水公園等に沿って連続的な街並みをつくっていくため、垣・さくは原則的に生垣・緑化フェンスとし、ブロック塀はやめる。

## 建物や工作物等のデザインに配慮した街並みづくり

- ・建物の色彩は、刺激的な色を具体的に制限し、周囲との調和に配慮する。  
また、屋外広告物等の設置場所や大きさ等にも配慮する。

## わかりやすい街並みづくり

- ・地区住民や来訪者にわかりやすいまちにするため、まちや通りに愛称を付けたり、表札やプレートの設置などをできるところからはじめる。

# 街並み形成図



## 6. まちづくりの役割分担

以下の役割分担のもと、地区住民と区が協力してまちづくりの実現を目指します。

	地区住民が主体的にできること	区が中心となって地区住民と一緒にすること
土地利用	<p>ア ルールを守り、土地の有効利用と合わせて、暮らしやすい住宅地をつくっていく。</p> <p>イ 開発事業者は、まちづくり計画に即した良好な開発を行う。</p>	<p>A 当地区にふさわしい土地利用や建物づくりのルールを地区計画に活用する。</p> <p>B 都市計画の規制の見直しや土地の有効利用及び建替え等の促進を検討する。</p>
道路づくり	<p>ウ 「主要な道路」網の必要性を理解し、実現に向けて協力する。</p> <p>エ 幅員4m未満の道路沿いでは、道路中心から2m以上敷地をセットバックする。</p> <p>オ 角敷地では、隅切りや見通し空間を確保する。</p> <p>カ 法的な位置付けが不安定な私道沿いでは、土地・建物所有者が話し合いを行い、建替え等がしやすくなるように取り組む。</p> <p>キ 通行や緊急時に支障をきたす、路上駐車や自転車等の私道利用を注意する。</p>	<p>C 土地区画整理事業ではなく、重要なところから整備する修復型のまちづくりを進める。</p> <p>D 道路網の実現化に向け検討する。</p> <p>E 道路整備にあたっては、権利者に対して十分な説明を行い、住民の立場にたって意見を把握しながら、具体的な計画策定や道路整備を進める。</p> <p>F 官地(公園、公有地等)沿いは、幅員4m以上に道路整備する。</p> <p>G 交通事業者を含めた、公共交通機関の再編を検討する。</p>
公園広場づくり	<p>ク 引越し等で土地を手放す際は、区へ相談する。</p> <p>ケ 新規の宅地開発による大きな敷地については、公園・広場づくりについて区へ相談する。</p>	<p>H 区は積極的に公園・広場整備や防災施設(防火水槽等)の設置に必要な用地を買収する。</p> <p>I 既存の公園などの利用が不便な箇所や危険な場所については、利用者の意見を聞きながら改善をする。</p>
建物づくり	<p>コ 建築ルールを守って、建替える。</p> <p>サ 建物を建てる際は、近隣環境に配慮する。</p> <p>シ 災害に強い、倒れにくく燃えにくい建物にする。</p>	<p>J 老朽化した木造住宅の建替えを推進し、燃えにくいまちとなるように支援する。</p> <p>K 土地の有効利用や建替え等を支援する。</p>
街並みづくり	<p>ス 防災・防犯の意識及び地域コミュニティの向上に努める。</p> <p>セ 沿道は、緑化に努める。</p> <p>ソ 住民自らまちの管理を積極的に行う。</p>	<p>L 地域から要望の多い、さまざまなわかりやすいまちづくりを検討する。</p> <p>M 既存施設等も視野に入れ、地域コミュニティ活動を支援する。</p> <p>N 地元主体のさまざまな緑化活動、美化活動を支援する。</p>

# 資 料

- 1 ) 二之江西地区まちづくり協議会 会則
- 2 ) 二之江西地区まちづくり協議会活動記録
- 3 ) 二之江西地区まちづくり協議会 役員及び会員名簿

# 1) 二之江西地区まちづくり協議会 会則

## (名称)

第1条 この会は、二之江西地区まちづくり協議会と称する。(以下、「本会」と称する。)

## (目的)

第2条 本会は、二之江西地区(以下、「本地区」と称する。)の“まちの将来像”をお互いに共有しながら、誰もが安全に安心して暮らしていくための意見を出し合い、その意見をまとめていくことを基本姿勢とし、“笑顔があふれ、心やすまる住み良いまちづくり”を目的として活動する。

## (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記のことを行う。

- (1) 本会は、本地区のまちづくりに関する合意形成の場として協議を進める。
- (2) 会議(定例会又は臨時会)を開催し、まちの現状、課題及び解決策について調査・研究する。
- (3)本地区のまちづくり構想や方針等の検討・作成を進める。
- (4) まちづくりニュース等を発行し、活動状況や協議内容を本地区関係者(本地区内に居住する方及び土地又は建物を所有する方)にお知らせするとともに、必要に応じてアンケート調査の実施や説明会又は意見交換会を開催して、本地区関係者の意向の把握に努める。
- (5) 上記の活動をまとめることにより、協議会としての「(仮称)まちづくり提言(案)」を作成し、本地区関係者に提案する。その後、「(仮称)まちづくり提言」を書面として江戸川区に提出する。
- (6) その他、本会が必要と認めるまちづくりの活動を行う。

## (会員)

第4条 本会は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 本地区の町会自治会から推薦された方。
- (2) 本地区に居住する方及び土地又は建物を所有する方で、まちづくりに関心があり、公募により応募された方。
- (3) 本地区に関連するPTAや消防団などの地元組織の方で、まちづくりに関心があり本会会員として参加を希望した方。

## (役員等)

第5条 本会の役員の構成、職務は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長及び運営委員若干名の役員を、本会の中から互選によって定める。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (4) 運営委員は会長及び副会長と協力し、本会の円滑な運営に努める。
- (5) 役員会は会長、副会長、運営委員で構成する。
- (6) 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

## (運営等)

第6条 会長は、会議(定例会)を招集し、これを主催する。

- 2 会長は、会員の五分之一以上の要請があった場合は、臨時の会議(臨時会)を招集し、これを主催する。
- 3 会長は、必要に応じて役員会を招集し、本会の運営等について協議することができる。
- 4 区やまちづくりの専門家は、本会の運営を支援する。
- 5 本地区関係者は、会議を傍聴することができる。
- 6 専門家等で会長の許可を得た者は、オブザーバーとして参加できる。

## (事務局)

第7条 本会の事務局は、江戸川区都市開発部地域整備第一課地区計画係におく。

## (その他)

第8条 この会則は、本会の承認を得て改正することができる。

- 2 その他、この会則に困りがたい場合は、本会で協議し決定する。
- 3 本会が活動目的を達成したと判断した場合は、本会を解散できる。

## (付則)

- 1 この会則は、平成18年2月27日から施行する。
- 2 この会則にいう二之江西地区は、春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川六丁目の各一部の区域(約51.3ha)とする。

## 2) 二之江西地区まちづくり協議会活動記録

日時	協議会	内容
平成18年2月27日	設立総会・第一回協議会	会則・役員・活動計画の承認
3月22日	第二回協議会	現況と課題の意見交換 まち歩きの開催概要説明
4月22日	第三回協議会(まち歩き)	まち歩きの実施 点検マップの作成
5月24日	第四回協議会	点検マップの補強・発展 まちの将来像について
6月26日	第五回協議会	協議会で話し合う、重点テーマを決める
7月19日	第六回協議会	道路交通について(その1)
8月23日	第七回協議会	道路交通について(その2)
9月19日	第八回協議会	“まちの骨格”について
10月18日	第九回協議会	土地の使い方・建物の建て方 (その1)
11月12日	見学会	まちづくり先進地区を視察
11月16日	第十回協議会	土地の使い方・建物の建て方 (その2)
12月18日	第十一回協議会	公園・みどりについて
平成19年1月24日	第十二回協議会	「まちづくり提言」の内容検討 (その1)
2月21日	第十三回協議会	「まちづくり提言」の内容検討 (その2)
3月27日	第十四回協議会	「まちづくり提言」の内容検討 (その3)
4月27日	第十五回協議会	「まちづくり提言」の内容検討 (その4)
5月30日	第十六回協議会	「まちづくり提言」の内容検討 (その5)
6月22日	第十七回協議会	まちづくり活動報告会の準備
6月26日	二之江西地区まちづくり活動報告会	地域住民へのまちづくり提言書の説明及び意見交換
7月30日	第十八回協議会	「まちづくり提言」(最終案)の確認
9月 6日	「まちづくり提言」を区長へ提出	